

議案第三号

港区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十年港区条例第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に、「売春防止法（昭和三十一年法律第一百八号）」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）」に改める。

付 則

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の港区職員の特殊勤務手当に関する条例第三条第一項に基づき婦人相談員が売春防止法（昭和三十一年法

律第一百十八号)に定める業務を行うため家庭を訪問したことにより支給することとなった訪問指導業務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

(説明)

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)の施行に伴い、訪問指導業務手当の支給対象者の名称等を変更するため、本案を提出いたします。